

毎週火曜・金曜日発行

○印は長崎県例規集に登載するもの



長崎県公報

目 次

◎ 規 則	所管課（室）名
○長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則	住 宅 課
◎ 告 示	
・道路の区域変更（2件）	道 路 維 持 課
・道路の供用開始	〃
◎ 公 告	
・地籍調査の成果の認証	土 地 対 策 室
・県営土地改良事業計画の決定	農 村 整 備 課
◎ 教 育 長 公 告	
・県立学校職員（船員）採用選考試験（追加募集）の実施	高 校 教 育 課
◎ 雑 報	
・令和5年度行政書士試験の合格者	総 務 文 書 課

規 則

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

長崎県規則第1号

長崎県営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

長崎県営住宅条例施行規則（平成9年長崎県規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正後	改正前
第2条及び第2条の2 削除	<p>（<u>条例第6条第1項第1号に規定する障害の程度</u>）</p> <p>第2条 <u>条例第6条第1項第1号イに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>身体障害</u> <u>身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</u></p> <p>(2) <u>精神障害（知的障害を除く。）</u> <u>精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</u></p>

<p>(有効期間の延長)</p> <p>第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1)及び(2) 略 2～4 略</p>	<p>(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>2 条例第6条第1項第1号ウに規定する規則で定める障害の程度は、恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症とする。</p> <p>(条例第6条第1項第2号アに規定する障害の程度)</p> <p>第2条の2 条例第6条第1項第2号ア(ア) aに規定する規則で定める障害の程度は、次の各号に掲げる障害の種類に応じ当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 身体障害 前条第1項第1号に規定する程度</p> <p>(2) 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度</p> <p>(3) 知的障害 前号に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>2 条例第6条第1項第2号ア(ア) bに規定する規則で定める障害の程度は、前条第2項に定める程度とする。</p> <p>(有効期間の延長)</p> <p>第4条の6 条例第8条の2第6項に規定する子育てに適する県営住宅を、有効期間の満了日までに明け渡すことができないやむを得ない事情として規則で定める事情は、有効期間の満了日において、当該住宅の入居者が次の各号のいずれにも該当することとする。</p> <p>(1) 条例第6条第1項各号に掲げる条件に該当すること。</p> <p>(2)及び(3) 略 2～4 略</p>
---	--

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告 示

長崎県告示第51号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び長崎振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道
路線名 野母崎宿線
道路の区域

区 間	区域変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
長崎市千々町489番1地先から 長崎市千々町125番3地先まで	前A	4.6～32.2	1086.0	
	後A	4.6～32.2	1086.0	
	後B	11.5～111.8	720.0	

長崎県告示第52号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び対馬振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類 主要地方道

路 線 名 巖原豆駝美津島線

道路の区域

区 間	区域変更 前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
対馬市美津島町箕形字縣ノ浦92番1地先から 対馬市美津島町箕形字縣ノ浦88番1地先まで	前	10.6~21.1	133.3	
	後	15.9~25.1	132.0	

長崎県告示第53号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、その関係図面は、県土木部道路維持課及び五島振興局において告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

道路の種類及び路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
一般国道 384号	五島市玉之浦町丹奈字焼山野135番2地先から 五島市玉之浦町丹奈字立花河内162番2地先まで	令和6年2月2日

公 告**地籍調査の成果の認証（公告）**

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により、次の市町における地籍調査の成果を認証した。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

調査を行った 者の名称	調査を行った 時 期	成果の名称	調査を行った地域	認証年月日
南 島 原 市	R4年度から R5年度まで	地図及び簿冊	長崎県 南島原市 野田第4	令和6年1月25日

県営土地改良事業計画の決定（公告）

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定に基づき、県営農村地域防災減災事業（防災重点農業用ため池緊急整備事業）雲仙3期地区につき土地改良事業計画を定めたので、同条第5項の規定により公告し、土地改良事業計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

なお、この計画については、同条第6項の規定に基づき、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に長崎県知事に審査請求をすることができる。

また、この計画については、上記審査請求のほか、この計画が定められたことを知った日の翌日から起算して6か月以内（上記審査請求をした場合は、この審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算し

て6か月以内)に、長崎県(知事が被告の代表者となる。)を被告として、この計画の取消しの訴えを提起することができる。

令和6年2月2日

長崎県知事 大石 賢吾

- 1 縦覧に供すべき書類の名称
雲仙3期地区区営農村地域防災減災事業(防災重点農業用ため池緊急整備事業)土地改良事業計画書
- 2 縦覧期間
令和6年2月2日から令和6年2月22日まで
- 3 縦覧場所
平 日：雲仙市役所 本庁舎 農漁村整備課
雲仙市役所 国見総合支所 地域振興課
雲仙市役所 瑞穂総合支所 地域振興課
土日祝日：雲仙市役所 本庁舎 当直室
雲仙市役所 国見総合支所 当直室
雲仙市役所 瑞穂総合支所 当直室

教 育 長 公 告

県立学校職員(船員)採用選考試験(追加募集)の実施(公告)

地方公務員法(昭和25年法律第261号)第17条の規定により、令和6年度県立学校職員(船員)採用選考試験を次のとおり実施する。

令和6年2月2日

長崎県教育委員会
教育長 前川 謙介

令和6年度長崎県公立学校に勤務する職員を募集します。

- 1 職 種 船員(甲板員、機関員)
※福岡県・長崎県・山口県が共同運航する高等学校水産科の実習船に乗り組み、漁業実習時における諸作業等に従事する。
- 2 募集人数及び出願資格

募集職種		募集人数	対象者及び資格
船員	甲板員	1名	①昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ②下記のいずれかに該当する者 ・5級以上の海技士(航海)の免許を有する者、又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ・5級以上の海技士(航海)試験の筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士(航海)試験の筆記試験が免除される者、又は令和6年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者 ④日本国籍を有する者
	機関員	2名	①昭和39年4月2日から平成18年4月1日までに生まれた者 ②下記のいずれかに該当する者 ・5級以上の海技士(機関)の免許を有する者、又は令和6年3月31日までに当該免許を取得する見込みの者 ・5級以上の海技士(機関)試験の筆記試験に合格している者 ・船舶職員養成施設の課程を修了し5級以上の海技士(機関)試験の筆記試験が免除される者、又は令和6年3月31日までに同養成施設の課程を修了見込みで同試験の免除が見込まれる者 ③地方公務員法第16条の各号の規定に該当しない者

※出願資格を満たさないことが判明した場合は、受験資格及び採用を取り消す。

3 出願期間 令和6年2月8日（木）～令和6年3月8日（金）

※当日消印有効、持参の場合は午後5時まで

4 出願手続

(1) 願書用紙の交付

令和6年2月1日（木）から長崎県教育庁高校教育課で交付する。また、長崎県教育庁高校教育課のホームページからもダウンロードできる。

【URL】 <https://www.pref.nagasaki.jp/section/edu-koko/>

※郵送希望者は、返信用封筒〔角形2号、返信先を記入し、宛名は「様」付け、120円切手貼付〕を添えて下記へ申し込むこと。

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班

(2) 提出書類

① 願書	写真（縦4cm、横3cm）を貼付すること。 ダウンロードして印刷する場合は両面印刷すること。
② 最終学校の卒業証明書 又は卒業見込証明書	証明書が旧姓の場合は、改姓を証明するものを添付すること。 卒業証書は不可。
③ 返信用封筒（長形3号）	返信先を記入し、宛名は「様」付け、254円分の郵便切手を貼付すること。 ※合否結果通知書送付用の封筒となるので、3月下旬に確実に受け取れる住所を記入すること。
④ 資格等に関する証明書類	上記「2 募集人数及び出願資格」の「対象者及び資格」②に定める資格等に関するいずれかの証明書類を、＜別表＞「資格等に関する証明書類」を参照のうえ提出すること。

＜別表＞資格等に関する証明書類

㊦ 海技士免許取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	5級以上の海技士（航海）の海技免許状の写し
船員（機関員）	5級以上の海技士（機関）の海技免許状の写し

㊧ 海技士免許未取得者

採用職種	証明書類
船員（甲板員）	・筆記試験合格者 …海技士（航海）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書
船員（機関員）	・筆記試験合格者 …海技士（機関）筆記試験合格証明書の写し ・船舶職員養成施設の課程修了（見込）者 …船舶職員養成施設修了（見込）証明書

5 願書等の提出先

長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班（長崎県庁行政棟7階）

〒850-8570 長崎市尾上町3-1 ※郵送の場合は、必ず簡易書留とすること。

6 選考試験

(1) 試験日時 令和6年3月17日（日） 午前9時30分～

（午前9時開場）

(2) 試験会場 長崎県庁行政棟3階308会議室（長崎市尾上町3-1）

※JR・バス・路面電車…長崎駅前から徒歩約10分

※駐車場には限りがあるので、公共交通機関で来庁すること。

- (3) 試験内容 ①小論文 ②個人面接
- (4) 合格者発表 令和6年3月29日(金)午前10時頃、高校教育課のホームページに合格者の受験番号を掲載し、受験者全員に合否の通知書を発送する。なお、発表日時が変更となる場合は、ホームページ上で連絡する。
- 7 採用予定時期 令和6年5月1日(状況によっては繰り上げもあり得る)
- 8 その他
 - 受験票は送付しません。受験番号等は試験当日、試験会場入口・受付で確認してください。
 - 試験当日は鉛筆・消しゴム等の筆記用具を準備してください。
 - 書類が不備なものについては受け付けられませんので、注意してください。
 - 不明な点は、長崎県教育庁高校教育課 県立学校人事班 (TEL 095-894-3358) に尋ねてください。

発行者
長崎県
長崎市尾上町三番一号

雑 報

令和5年度行政書士試験の合格者(公告)

令和5年度行政書士試験の合格者を次のとおり公示する。

令和6年2月2日

一般財団法人行政書士試験研究センター
理事長 多賀谷 一照

受験番号	8310001	8310011	8310019	8310020	8310021	8310028	8310030	8310034	8310036
	8310049	8310078	8310083	8310089	8310091	8310096	8310108	8310146	8310154
	8310166	8310169	8310182	8320003	8320007	8320009	8320012	8320029	8320044
	8320058								

電話代表
直通表
(八二四)
(八九五)
二一一
二一一
四一

印刷所
印刷人

長崎県
長崎市
権島町
八番十二号

株式会社
寺クイ
田ク
宏
弥ト